[事案 2022-313] 特約無効請求

•令和5年6月6日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、特約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成9年8月に契約した養老保険(申立外契約)が、平成24年8月に満期になることから、同年6月に養老保険(申立契約)を契約したが、以下の理由により、本契約に付加された特約を無効にしてほしい。

- (1) 申立外契約に特約を付加していたが、本契約には当該特約は不要である旨を募集人に伝え、 募集人も、わかりましたと返事をしていたため、本契約には特約が付加されていないと思 っていた。
- (2) 本契約の申込時、募集人から本契約にかかる説明がなかった。令和4年6月に満期になり、契約内容を確認したところ、初めて特約が付加されていることに気づいた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申込書には、設計書(契約概要)、ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)およびご契約のしおり・約款を受け取り、重要事項について説明を受け、契約内容とともに確認・了知した旨の申立人の押印がある。
- (2) 設計書の「保険料等」のページには、基本契約と各特約について、それぞれの月額保険料、合計月額保険料等が記載されている。
- (3) 平成 25 年 10 月には、本契約の死亡保険金受取人が変更されており、保険証券には保険料の合計額や、本契約に特約が付加されていること等が記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。